

千葉市水道局告示第56号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 4年12月23日

千葉市長 神谷俊一

所在地	千葉市若葉区桜木六丁目5番40号
商号	東洋メンテ工業株式会社
代表者	代表取締役 草場 克之
指定年月日	令和 4年11月30日
指定番号	第507号